

フランスの労働紛争解決システム - 解雇の問題を中心に

2016/03/09 (独) 労働政策研究・研修機構研究員 細川 良

I 解雇をめぐる紛争解決システム

事前予防：

- 解雇手続の法定化（事前面談への呼出→事前面談の実施→解雇通知書の送付）

目的：①熟慮期間を設けることによる事前解決、②来るべき訴訟の準備

*企業内に組合がある場合も、使用者が解雇手続に入った場合には紛争解決機能せず

事後処理：

—ほぼすべての解雇紛争は、司法機関である労働裁判所（conseil de prud'hommes）で処理

—行政機関による解雇紛争解決は行われていない。また、労働仲裁は原則として認められない。

—労働者に対する相談業務等は、主に（産業別）労働組合によって担われている（訴訟代理も認められるが、解雇のような個別事案ではあまり行われない模様）

II 労働裁判所制度の特徴

- 204 の労働裁判所が全国に点在（管轄単位は控訴院）

- 調停前置主義

…手続は、申立（saisine）→調停（conciliation）→口頭弁論（audition）→判決（jugement）

*但し、調停の成立は約 10%（取り下げが約 20%）→6 割強が判決に

⇒ 司法省の統計によれば、2009 年をピーク（207,770 件）に、訴訟件数は減少傾向にあり、2012 年は 175,174 件（うち、個別解雇事件は 166,233 件（約 98%）→経済的解雇事件は 2,497 件（1.4%））

経済的コスト

- 費用負担

・裁判所費用は 35 ユーロ（2011 年 10 月 1 日～）

・弁護士費用については自己負担（公的扶助 or 組合の支援制度はあるが…）

*本人訴訟も可能だが、実際は、弁護士なしでの訴訟係属は困難（判決を得たのは 28%）

時間的コスト

- 申立（saisine）から 1 審判決までに要する期間は平均で 15 ヶ月（3～4 年かかる裁判所も）

*調停（conciliation）で解決した場合の平均手続期間は 2.5 ヶ月

⇒ 控訴率も高く（64%）、破毀院（≡最高裁）まで進む場合は最低でも 4 年程度を要する模様

III 解雇の（金銭解決）制度

フランスの解雇制度

- ・禁止される解雇（人権侵害の解雇等）違反→無効（労働者が復職 or 金銭補償を選択）
 - ・不当解雇（濫用的解雇）→不当解雇補償金の支払（合意による復職は事実上機能せず）
- に二分される（集团的経済的解雇（整理解雇）に関する手続規制は割愛）

解雇の実体的要件＝現実かつ重大な事由→これを欠く解雇は「濫用的解雇」と評価

*フランス民法においては、権利の濫用≠無効→不当解雇補償金の支払による救済

不当解雇にかかる使用者のコスト

- ・不当解雇補償金（indemnité de rupture abusive）
勤続期間 2 年未満 or 従業員数 10 人以下：実損害額
勤続年数 2 年以上 and 従業員数 11 人以上：賃金 6 ヶ月分相当額を下限に裁判官が決定
- ⇒ 実際は、勤続年数、年齢、および「再就職の困難度」が考慮され、12 ヶ月～18 ヶ月分の支払が命じられることが多い
- *他にも、使用者の落ち度の大きさなど、解雇に到る経緯もしばしば考慮される模様
 - ・解雇補償金（indemnité de licenciement）
＝解雇の当不当にかかわらず支払いが義務付けられる補償金→金額は産業別労働協約で設定
 - ・解雇予告補償金（indemnité de préavis）
 - ・有給休暇相殺補償金（indemnité compensatrice de congés payés）
 - ・失業手当の償還
＝不当解雇された労働者に支払われた失業手当につき、給付した機関に対する償還を義務付け
- ⇒ 不当解雇にかかる使用者のコストの合計額は、賃金の 2 年～2 年半相当額が相場か
- *解雇に到る経緯に不当があった場合（ハラスメント等）は、労働者は上記に上乗せ請求可
- ※なお、2015 年 8 月の Macron 法案で、不当解雇補償金の上限設定を導入
→2015 年 8 月 5 日憲法院判決で、違憲の部分を含むと判断され、削除
→憲法院で無効とされた要素を修正し、El Khomri 法で 2016 年に成立の見込

IV 日本への示唆

（前提）フランスと日本とでは労使関係システム、賃金システム等が大きく異なるが…

- ・「透明性」の観点 - 不当解雇補償金の最低額の法定
…解雇不当判決時における救済内容の予測可能性
- ・「納得性」の観点 - 不当解雇補償金の算定基準を明確化すべきか？
- 事案に応じて裁判官（審判官）が救済額を決定することで当事者の納得を促すとの評価
- ・紛争予防・解決の迅速化という観点
- フランスの経験からは、金銭解決制度＝紛争予防・解決の迅速化に資するとの事実はない
- ・フランスの労働裁判所の抱える課題から